



2017年12月11日

各位

会社名 日本電信電話株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 鷗浦 博夫  
(コード番号9432 東証第一部)

## 株式会社NTTドコモによる自己株式の公開買付けについて

当社子会社である株式会社NTTドコモ（以下、ドコモ）は、本日2017年12月11日（月）に開催された同社取締役会において、別紙の通り自己株式の公開買付け（以下、本公開買付け）を行うことを決議いたしました。

また、当社は本日開催された当社取締役会において、当社の保有するドコモ普通株式7,459万9,000株（2,000億円相当）について、本公開買付けに応じる旨を決議いたしました。

なお、当社の連結業績への影響は軽微であります。

（注）当社が応募する株式の全部又は一部の買付けが行われたい可能性があります。

以上

〈本件に関する問合せ先〉

日本電信電話株式会社 IR室

木村、渡邊

TEL : 03-6838-5481

FAX : 03-6838-5499



平成 29 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社NTTドコモ  
代表者名 代表取締役社長 吉澤 和弘  
(コード：9437、東証第一部)  
問合せ先 総務部 株式担当  
(TEL. 03-5156-1111)

### 自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的

当社は、事業の成長・拡大により企業価値を高めつつ、株主の皆様へ利益還元していくことを経営の重要課題の一つと位置付けています。配当については、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配意しながら、安定性・継続性を考慮し行っております。

また、自己株式の取得についても、弾力的な実施を行うべく、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めており、これまでも、株主の皆様に対する利益還元として、市場買付け及び公開買付け等の方法による自己株式の取得を実施してまいりました。加えて、更なる株主還元の強化と資本効率の向上を図るため、平成29年10月26日開催の取締役会において、平成29年10月27日から平成30年3月31日までの間に、株式総数1億2,000万株及び取得価額総額3,000億円を上限とする自己株式の取得を決議いたしました。

また、当社は、自己株式の具体的な取得方法について様々な選択肢を検討しておりましたが、比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、当社親会社である日本電信電話株式会社(当社普通株式2,469,084,400株(本日現在)を保有しており、その持株比率は当社発行済株式総数(3,899,563,000株)に対して、63.32%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。)となります。)に対して、平成29年11月中旬にその保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診したところ、同社より当社普通株式を売却することの可否について検討するとの回答を平成29年11月中旬に得ました。そこで、当社は、日本電信電話株式会社から当社普通株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

なお、日本電信電話株式会社及びその他株主の保有する当社普通株式につきましては、平成28年2月8

日から平成28年3月7日までを買付け等の期間とした公開買付けの手法により、120,867,062株(発行済株式総数(4,085,772,000株)(決済の開始日である平成28年3月30日時点)に対する割合2.96%)を買い受けております。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の市場価格を基礎とすること、また、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成29年12月8日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して7%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、平成29年12月上旬に日本電信電話株式会社に連絡したところ、日本電信電話株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である74,599,000株(発行済株式総数に対する割合にして1.91%)について本公開買付けに応募する意向を表明しております。

また、当社は、日本電信電話株式会社以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、93,248,787株(発行済株式総数に対する割合にして2.39%)を買付予定数の上限とすることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成29年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成29年12月8日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,882.5円に対して7%のディスカウント率を適用した2,681円(円未満四捨五入)とすることを決議しました。

なお、当社取締役である上野晋一郎は、日本電信電話株式会社の従業員を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において日本電信電話株式会社との協議・交渉にも参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、平成29年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性(「現金及び現金同等物」と「短期投資」)は約8,400億円であり、買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

なお、当社は、日本電信電話株式会社より、本公開買付け後も日本電信電話株式会社が保有することとなる当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は2,394,485,400株、発行済株式総数に対する割合にして61.40%)については、現時点において、保有する方針であるとの説明を受けております。

また、平成29年10月26日開催の取締役会において決議した、取得価額の総額3,000億円、株式総数1億2,000万株を上限とする自己株式の取得枠のうち、本公開買付けの対象外とされた26,751,213株についての取得方針については、本公開買付けの買付数が買付予定数に満たなかった場合の買付予定数と買付数の差分と合わせて、本公開買付け終了の翌日から平成30年3月31日までの間、東京証券取引所市場第一部において市場買付けを実施することを平成29年12月11日開催の当社取締役会で決議しております。

本公開買付けにより取得した自己株式については、原則として発行済株式総数の5%を超える部分は年度末等に一括して消却することを検討いたします。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 29 年 10 月 26 日開示）

### （1）決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	120,000,000 株（上限）	300,000,000,000 円（上限）

（注 1）発行済株式総数 3,899,563,000 株

（注 2）発行済株式総数（平成 29 年 9 月 30 日現在の自己株式（194,977,467 株）を除く）に対する割合 3.24%

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません

## 3. 買付け等の概要

### （1）日程等

① 取締役会決議	平成 29 年 12 月 11 日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 29 年 12 月 12 日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成 29 年 12 月 12 日（火曜日）から 平成 30 年 1 月 15 日（月曜日）まで（20 営業日）

### （2）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,681 円

### （3）買付け等の価格の算定根拠等

#### ① 算定の基礎

当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 29 年 12 月 11 日の前営業日（同年 12 月 8 日）の当社普通株式の終値 2,882.5 円、同年 12 月 8 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,846.6 円（小数点以下第二位を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、及び同年 12 月 8 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,705.1 円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。また、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率を参考に検討いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 12 月 8 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して 7%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公

開買付けの実施について、平成 29 年 12 月上旬に日本電信電話株式会社に連絡したところ、日本電信電話株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である 74,599,000 株(発行済株式総数に対する割合にして 1.91%)について本公開買付けに応募する意向を表明しております。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成 29 年 12 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成 29 年 12 月 8 日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 2,882.5 円に対して 7%のディスカウントとなる価格 2,681 円(円未満四捨五入)とすることを決議しました。

なお、買付価格である 2,681 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日である平成 29 年 12 月 11 日の前営業日(同年 12 月 8 日)の当社普通株式の終値 2,882.5 円から 6.99%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じ。)ディスカウントした金額となりますが、同年 12 月 8 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,846.6 円から 5.82%、同年 12 月 8 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,705.1 円からは 0.89%、それぞれディスカウントした金額となります。

また、当社は平成 28 年 2 月 5 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、日本電信電話株式会社及びその他株主から 120,867,062 株(発行済株式総数(4,085,772,000 株)(決済の開始日である平成 28 年 3 月 30 日時点)に対する割合 2.96%)を 1 株につき金 2,544 円で取得しております。買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎としており、当該買付価格 2,544 円と本公開買付けの買付価格との差異(137 円)は、参考となる当社普通株式の市場価格の変動及びディスカウント率の相違によるものであります。

## ② 算定の経緯

当社は、事業の成長・拡大により企業価値を高めつつ、株主の皆様へ利益還元していくことを経営の重要課題の一つと位置付けています。配当については、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配慮しながら、安定性・継続性を考慮し行っております。

また、自己株式の取得についても、弾力的な実施を行うべく、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めており、これまでも、株主の皆様に対する利益還元として、市場買付け及び公開買付け等の方法による自己株式の取得を実施してまいりました。加えて、更なる株主還元強化と資本効率の向上を図るため、平成 29 年 10 月 26 日開催の取締役会において、平成 29 年 10 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、株式総数 1 億 2,000 万株及び取得価額総額 3,000 億円を上限とする自己株式の取得を決議いたしました。

また、当社は、自己株式の具体的な取得方法について様々な選択肢を検討しておりましたが、比較的短期間に相当規模の自己株式を取得することにより資本効率の向上が期待できるという観点から、当社親会社である日本電信電話株式会社に対して、平成 29 年 11 月中旬にその保有する当社普通株式の一部の売却の検討を打診したところ、同社より当社普通株式を売却することの可否について検討するとの回答を平成 29 年 11 月中旬に得ました。そこで、当社は、日本電信電話株式会社から当社普通株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の公開買付期間中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の市場価格を基礎とすること、また、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成 29 年 12 月 8 日)の東京証券取引所市場

第一部における当社普通株式の終値に対して7%のディスカウントとなる価格を買付価格とする公開買付けの実施について、平成29年12月上旬に日本電信電話株式会社に連絡したところ、日本電信電話株式会社は、上記条件にて公開買付けを実施するのであれば、その保有する当社普通株式の一部である74,599,000株(発行済株式総数に対する割合にして1.91%)について本公開買付けに応募する意向を表明しております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成29年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日(平成29年12月8日)の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値2,882.5円に対して7%のディスカウント率を適用した2,681円(円未満四捨五入)とすることを決議しました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	93,248,787株	一株	93,248,787株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(93,248,787株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(93,248,787株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等に要する資金

250,027,497,947円

(注) 買付予定数(93,248,787株)をすべて買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

##### ② 決済の開始日

平成30年2月6日(火曜日)

##### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii). 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けに関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込若しくは勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにかかるいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるも

のではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他資産の受付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国から当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。また、このプレスリリースは、本公開買付けに対する応募の意思表示を求めることを目的とするものではありません。

国又は地域によって、本プレスリリースの発表又は配布に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮に本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

- ② 当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社親会社である日本電信電話株式会社は、保有する当社普通株式 2,469,084,400 株（本日現在、発行済株式総数に対する割合にして 63.32%）の一部である 74,599,000 株（発行済株式総数に対する割合にして 1.91%）について、本公開買付けに対して応募する意向を表明しております。なお、当社は、日本電信電話株式会社より、本公開買付け後も日本電信電話株式会社が保有することとなる当社普通株式（応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 2,394,485,400 株、発行済株式総数に対する割合にして 61.40%）については、現時点において、保有する方針であるとの説明を受けております。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

日本電信電話株式会社は、当社発行済株式総数の 63.32%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 29 年 6 月 27 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、営業上の取引を行う場合には、取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社グループもこれと同様の取扱いとしております。

本公開買付けによる日本電信電話株式会社からの自己株式の取得は営業上の取引には該当しない取引ではありますが、当社はかかる自己株式の取得に際して、少数株主保護の観点から以下の措置を講じているため、取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、かかる指針に適合していると判断しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、日本電信電話株式会社以外の株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施することとしております。

また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。

さらに、当社取締役である上野晋一郎は、日本電信電話株式会社の従業員を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関



する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において日本電信電話株式会社との協議・交渉にも参加していないことから、決定の独立性は確保されております。

なお、平成 29 年 12 月 11 日開催の当社取締役会において、上記の理由により本公開買付けに関する審議及び決議には参加していない上野晋一郎並びに所用で欠席した加藤薫以外のすべての取締役 13 名及びすべての監査役 5 名が出席の上、出席取締役の全員一致により本公開買付けを実施することを決議するとともに、出席監査役全員から、本公開買付けを実施することに異議がない旨の意見が述べられております。また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社は、本公開買付けの公正性を担保するため、日本電信電話株式会社との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役 2 名(村上輝康、遠藤典子)及び社外監査役 2 名(川瀧豊、辻山栄子)から、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 29 年 12 月 11 日に取得しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、日本電信電話株式会社との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役 2 名(村上輝康、遠藤典子)及び社外監査役 2 名(川瀧豊、辻山栄子)に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないかについての意見を依頼いたしました。当該社外取締役及び社外監査役は、当社から、本公開買付けの目的及び経緯、買付価格の算定方法その他の諸条件、本公開買付けに関する当社の意思決定における手続きの適正性・公正性等についての説明を受け、検討を行いました。その結果、本公開買付けは、(i) 当社の事業上又は財務上の観点から不合理なものとは認められないこと、(ii) 自己株式の具体的な取得方法については、少数株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって行われ、また、本公開買付けの内容も、株主間の平等性、取引の透明性の観点から少数株主にとって特段不利益な内容ではないこと、(iii) 資産の社外流出をできる限り抑えるべく市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としており、日本電信電話株式会社に特に有利な条件での取引には該当しないこと、(iv) 当社の意思決定過程における恣意性を排除するための措置として合理的な措置がとられていること等を総合的に判断して、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成 29 年 12 月 11 日に取得しております。

(ご参考) 平成 29 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	3,704,585,533 株
自己株式数	194,977,467 株

以 上